

【H25.11.26 岡山地方裁判所委員会(第28回)配布資料】

岡山簡易裁判所民事受付における手続案内の調査結果について

(調査期間 平成24年12月3日～平成25年2月28日)

※ 本資料は、第26回の配布資料(1, 2のみ)に3, 4を追加したものである。

岡山地方裁判所

1 来庁者が、裁判所(簡易裁判所民事受付)に来る前に相談した機関等

弁護士・ 弁護士会	法テラス	警察	労働関係 機関(※1)	消費生活 センター	保険会社	法務局	宅建協会	交通事故 相談セン
23	8	7	4	3	2	2	2	2
司法書士・ 司法書士会	市町村役場 (※2)	陸運局	福祉事務所	銀行	きらめき プラザ(※3)	社会保険 労務士		その他
1	1	1	1	1	2			2

※1 労働局, 労働基準監督署

※2 市町村役場が行っている法律相談会等

※3 県の福祉相談センター, 消費生活センター, 男女共同参画推進センター, 交通事故相談所等が入居している施設の総称

2 裁判所(簡易裁判所民事受付)が、手続案内後、来庁者に利用を案内した機関等

弁護士・ 弁護士会	法テラス	警察	労働関係 機関(※1)	消費生活 センター	保険会社	法務局	宅建協会	交通事故 相談セン
14	8		2	1	1			
司法書士・ 司法書士会	市町村役場 (※2)	陸運局	福祉事務所	銀行	きらめき プラザ(※3)	社会保険 労務士	破産管財人	その他
5	2	1					1	

※1, ※2, ※3は、1に記載したものと同一。

3 来庁者が裁判所(簡易裁判所民事受付)に相談した紛争の種類

1 金銭関係 合計	1-① 貸金	1-② 交通事故 損害賠償	1-③ その他の 損害賠償	1-④ 給料	1-⑤ 売買代金	1-⑥ 請負工事 代金	1-⑦ 賃料	1-⑧ 慰謝料
98	13	12	10	10	6	5	5	5
1-⑨ 立替金	1-⑩ 敷金	1-⑪ 債務整理	1-⑫ その他の 金銭(※4)	2 不動産関係 合計	2-① 明渡し	2-② 近隣トラブル	3 その他 (※5)	
4	2	2	24	8	5	3	14	

※4 管理費, 会費, 授業料等

※5 動産引渡し, 共有物分割, 情報開示請求等

4 簡易裁判所民事受付での手続案内後に、申し立てた手続又は地方裁判所・家庭裁判所の手続を案内したもの

1 簡裁の手続	1-① 少額訴訟	1-② 支払督促	1-③ 民事調停	1-④ 通常訴訟
78	28	19	19	12
2 地裁の手続(※6)	2-① 破産・再生	2-② 債権執行	2-③ 労働審判	2-④ 農事調停
5	2	1	1	1
3 家裁の手続(※6)	3-① 家事審判	3-② 家事調停	3-③ 人事訴訟	
1	1	0	0	

※6 地裁と家裁には、別途、手続案内窓口が設置されている。

# 裁判所の紛争解決手続

	簡易裁判所			地方裁判所	
	調停	支払督促	少額訴訟	通常訴訟	労働審判
手続の特徴	<p>話し合いで円満な解決を図る手続</p> <p>裁判官と、社会的経験や専門的な知識を持った2人以上の調停委員からなる調停委員会が、当事者の間に入り話し合いで円満に紛争を解決しようとする手続。</p> <p>当事者が納得するまで話し合うことが基本なので、実情にあった円満な解決が期待できる。</p> <p>申立ての手数料は、訴訟の半額程度である。</p> <p><b>調停成立</b></p> <p>話し合いがまとまった場合には、その合意内容は調停調書に記載される。この調書は、判決と同じ効力を持つ。</p> <p><b>調停不成立</b></p> <p>相手が出頭しない場合や、話し合いがまとまる見込みがない場合は、手続を終了する。</p>	<p>書面審査で行う迅速な手続</p> <p>金額の多少にかかわらず、金銭の支払を求める場合に利用でき、申立人の申立てに基づいて、相手方に支払を命じる手続。</p> <p>書類の審査のみで行うので、<b>審理のために申立人が裁判所に来る必要がない。</b></p> <p>申立ての手数料は、訴訟の半額である。</p> <p><b>支払督促の効力</b></p> <p>相手方から異議の申立てがなく確定すると、仮執行宣言付支払督促は確定判決と同じ効力を持つ。</p> <p><b>支払督促に対する異議申立て</b></p> <p>相手方から異議の申立てがあると、当然に通常の訴訟手続に移る。</p> <p>異議申立て後の訴訟は、請求の額に応じて、支払督促を発付した簡易裁判所又はその簡易裁判所を管轄する地方裁判所で行われる。</p>	<p>1回の審理で行う迅速な手続</p> <p>60万円以下の金銭の支払を求める場合に利用できる手続で、原則として1回の期日で審理を完了して直ちに判決を言い渡す手続。</p> <p>紛争の内容があまり複雑ではなく、証拠となる書類や証人をその場ですぐに調べることができる場合に、この手続の利用が考えられる。</p> <p><b>通常訴訟への移行</b></p> <p>相手方の申述又は裁判所の判断により、通常訴訟手続に移行する場合もある。</p> <p><b>不服申立ての方法</b></p> <p>判決に対して不服があれば、異議の申立てのみを行うことができる。控訴をすることはできない。異議後の判決に対しては不服を申し立てることはできない。</p>	<p>判決によって解決を図る手続</p> <p>裁判官が、法廷で、双方の言い分を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続。</p> <p>お互いの言い分が食い違い、話し合いによって解決することが難しい場合は、この手続によることが考えられる。</p> <p>紛争の対象となっている金額が<b>140万円以下は簡易裁判所、140万円を超えれば地方裁判所</b>が事件を取り扱う。</p> <p><b>不服申立ての方法</b></p> <p>判決に対して不服があれば、控訴をすることができる。その場合は、1審が簡易裁判所であれば地方裁判所、1審が地方裁判所であれば高等裁判所で審理される。</p>	<p>(労働関係の紛争のみ)</p> <p>迅速な審理で、紛争の実情に即した解決を図る手続</p> <p>裁判官と、労働関係の専門的な知識経験を有する2人の労働審判員からなる労働審判委員会が、3回以内の期日で、双方の言い分を聴き、証拠を調べ、事案の実情に即した審判を出す手続。また、見込みがあれば、当事者の間に入り話し合いで円満な解決を目指す。</p> <p>申立ての手数料は、訴訟の半額程度である。</p> <p>手続は非公開。</p> <p>3回以内の期日で主張立証が可能であることが前提であるため、紛争の内容があまり複雑ではない場合、また、ある程度柔軟な解決を視野に入れられる場合に、この手続の利用が考えられる。</p> <p><b>通常訴訟への移行</b></p> <p>労働審判委員会の判断により、通常訴訟手続に移行する場合もある。</p> <p><b>調停が成立した場合</b></p> <p>話し合いがまとまった場合には、その合意内容は調停調書に記載される。この調書は、裁判上の和解と同じ効力を持つ。</p> <p><b>審判が行われた場合</b></p> <p><b>不服申立ての方法</b></p> <p>労働審判に対して不服があれば、異議の申立てをすることができる。異議申立て後の訴訟は、同じ地方裁判所で審理される。</p> <p><b>審判の効力</b></p> <p>当事者から適法な異議の申立てがないときは、労働審判は裁判上の和解と同一の効力を有する。</p>
	手続の流れ	<p>申立て</p> <p>期日指定</p> <p>調停期日の通知</p> <p>調停期日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成立</li> <li>不成立</li> <li>調停に代わる決定</li> </ul> <p>※ 調停期日で話し合いがまとまらなかったが、次の調停期日でまとまる可能性があると判断した場合は、調停期日を続けることがある。</p>	<p>申立て</p> <p>支払督促発付</p> <p>受領</p> <p>仮執行宣言申立て</p> <p>仮執行宣言付支払督促発付</p> <p>受領</p> <p>異議申立て</p> <p>確定</p> <p>通常訴訟に移行</p>	<p>申立て</p> <p>期日指定</p> <p>口頭弁論期日の連絡</p> <p>口頭弁論期日(審理)</p> <p>※原則として1回</p> <p>少額訴訟判決言渡し(和解)</p> <p>判決正本受領</p> <p>異議申立て</p> <p>口頭弁論期日</p> <p>判決言渡し(確定)</p> <p>判決正本受領</p>	<p>申立て</p> <p>期日指定</p> <p>口頭弁論期日の連絡</p> <p>口頭弁論期日(審理)</p> <p>判決言渡し(和解)</p> <p>判決正本受領</p> <p>控訴</p> <p>確定</p> <p>岡山地方裁判所へ</p>

こんな場合は  
 簡易裁判所で調停が成立しなかったが、仮執行宣言付支払督促正本を受領したのに支払がない  
 判決正本を受領したのに判決の内容が行われていない  
 → 地方裁判所(又は執行官)へ強制執行の申立て  
 ※ 少額訴訟判決及び少額訴訟和解については簡易裁判所でも申立てできます

- 【主な強制執行手続の種類】・・・差し押さえる財産や勤務先(給料の支払先)などは、自分で調査する必要があります。
- 1 不動産(土地、建物)、動産(家財道具、貴金属など)の差押え  
 相手方の財産の差押え→財産の売却→売却代金の中から、お金を受け取ることができる(配当手続)。
  - 2 給料の差押え  
 相手の給料の1/4の差押え→勤務先から直接お金を受け取ることができる(請求できる金額に達するまで)。

受付窓口と対象事件の一覧表(岡山地方裁判所本庁, 岡山簡易裁判所)

フロア	受付窓口	対象事件	具体例
1階(南西)	簡裁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訴訟(通常訴訟) ※140万円以下</li> <li>・ 少額訴訟 ※60万円以下</li> <li>・ 民事調停</li> <li>・ 支払督促 ※金銭請求のみ</li> </ul>	貸金, 売買代金, 給料, 敷金返還, 損害賠償(交通事故, 借料, 請負事故, その他), 賃料, 請負工事代金, 過払金返還, 不動産明渡, など
	1階(南東)	地裁民事訟廷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訴訟(通常訴訟) ※140万円を超える</li> <li>・ DV(保護命令)</li> </ul>
3階(南東)	地裁不動産執行係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不動産の競売</li> </ul>	
	地裁債権執行・保全係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給料, 預金等の差押</li> <li>・ 仮差押</li> <li>・ 仮処分</li> <li>・ 労働審判</li> </ul>	
	地裁破産・再生係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破産, 再生</li> </ul>	

※ 家族関係(離婚, 相続, 成年後見等)は, 家庭裁判所の受付窓口(5階)

定型書式の整備状況について

紛争類型	訴状	調停申立書	支払督促申立書	備考
貸金請求	○	○	△	
売買代金請求	○	○	△	
給料支払請求	○	○	△	
敷金返還請求	○	△	△	
損害賠償(交通事故による物損)請求	⊙	⊙	△	
賃料増減額請求	○	○	—	
賃料請求	△	○	△	
請負代金請求	△	△	△	
不当利得(過払金)返還請求	△	△	×	
飲食代金請求	×	×	△	
手形金請求	×	×	△	
金銭支払(一般)請求	○	△	△	
債務弁済協定・債務不存在確認請求	×	○	—	
建物明渡請求	⊙	○	—	
金銭支払以外の請求(建物明渡を除く)	×	△	—	
特定調停	—	△	—	

【凡例】

- 最高裁配布の統一用紙が用意されているもの
- △ 岡山簡裁で作成した自庁用紙が用意されているもの
- ⊙ 統一用紙と自庁用紙がいずれも用意されているもの
- 該当する手続がない場合
- × 用紙が整備されていない場合